

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書

2015年12月、最高裁判所においては、夫婦同姓規定自体は合憲と判断したが、同時に選択的夫婦別姓については「合理性が無いと断ずるものではない」と言及し、制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき」としたところである。

多くの国民が切実な思いで法改正を待ち望んでいる中、2020年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除され、「旧姓使用」の拡大の方針が示されたが、法的行為、海外渡航、登記、投資、保険、納税、資格、論文の連続性などにおいて、法的根拠のない旧姓使用は不可となる場合が多いのが現状である。

また、近年は初婚年齢が上昇し、男女ともに生まれ育った氏名（姓）で社会の信用、実績、資産等を築き初婚を迎えるケースも多く、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えており、戸籍姓でのキャリア継続を望むがゆえに事実婚を選択する夫婦も少なくないとみられる。

日本経済新聞社が2020年3月に全国の働く女性2000人にインターネットで実施した調査によると、74.1%が選択的夫婦別姓に賛成と答え、また、早稲田大学と市民団体が共同で2020年10月に実施した、60歳未満の成人男女へのインターネット調査では、70.6%が選択的夫婦別姓に理解を示したとする調査結果などが公表されている。

選択的夫婦別姓制度は、家族で同じ姓の方が一体感が深まると考えるカップルにとっては、従前どおり夫婦同姓で結婚できる一方で、夫婦別姓が必要なカップルにとっては、それを選べるようにする制度であり、男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産をし、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながるものである。

よって、羽村市議会は、国に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

東京都羽村市議会議長 中 嶋 勝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて